

不祥事ゼロの実現に向けて

★信頼され 笑顔あふれる学校づくりのために★

教職員の服務規律の確保については、本年度、「教職員の信頼回復に向けた緊急対策～全ての教職員が「自分事として考える～」を重点テーマに掲げ、不祥事の根絶に向けた取組を推進し、再三にわたる注意喚起と研修を続けてきたところです。しかし、残念ながら、未だ不祥事の根絶には至らない現状であります。

下の表は、令和6年度の不祥事による処分案件を表で示したものです。この表の中には、県南地区の学校に勤務する教職員も含まれております。不祥事の内容によっては、管理監督者である校長が、懲戒処分を受けています。

【令和6年度 茨城県教職員の懲戒処分について】

件数	不祥事の内容	対象職員	処分内容	
			対象職員	管理監督者
1	盗撮	県立高等学校教諭 男性	懲戒免職	減給（1/10）1月
2	酒気帯び運転	県行政機関主事 男性	停職12月	戒告
3	盗撮	小学校教諭 男性	懲戒免職	減給（1/10）1月
4	盗撮	県立高等学校事務長 男性	停職12月	戒告
5	児童に対する体罰	小学校教諭 男性	減給（1/10）1月	戒告
6	盗撮	中学校教諭 男性	停職6月	戒告
7	生徒に対する体罰	県立高等学校教諭 男性	減給（1/10）1月	戒告
8	子に対する暴力	県立学校教諭 男性	減給（1/10）1月	訓告
9	学校徴収金の紛失等	小学校事務職員 男性	停職12月	減給（1/10）3月
		教頭（事故当時）2名	減給（1/10）1月	
10	親睦会費等の着服	県立学校事務職員 男性	停職6月	戒告
11	交通事故（事故相手：死亡）	小学校養護教諭 女性	減給（1/10）3月	なし
12	交通事故（事故相手：死亡）	県立特別支援学校教諭 男性	減給（1/10）3月	なし
13	通勤手当の不正受給	義務教育学校教諭 女性	減給（1/10）1月	なし
14	交通事故	中学校会計年度任用職員 男性	減給（1/10）1月	戒告
15	鉄道不正乗車	県立高等学校教諭 男性	戒告	訓告

教職員の不祥事は、児童生徒及び保護者はもとより地域住民の信頼と期待を裏切り、教育活動に及ぼす影響が極めて大きいことを、教職員一人ひとりが再認識することが重要です。また、校長は、不祥事を「絶対に起こさない」「起こさせない」という強い覚悟をもってリーダーシップを発揮していただきたいと存じます。

については、不祥事ゼロのため、全ての学校において冬季休業前に「冬季における学校の安全管理及び教職員の事故防止について（令和6年12月6日付け高教第2327号）」及び「One IBARAKI」等を活用したコンプライアンス研修を必ず実施するようお願い申し上げます。

特に、時節柄酒席の機会が増えるこの時期、飲酒運転の根絶について、最初に取り上げ、飲酒運転・飲酒運転の同乗等をした者は、事故の有無を問わず免職又は停職になることを学校に関わる全ての教職員で再確認するようお願いいたします。その他、交通法規の遵守及び体罰やハラスメント行為、学校会計や進路事務における不適正処理、個人情報の漏洩が起これない組織体制の構築に努めていただきたいと存じます。

全ての教職員が、教職員としての倫理観を高め、綱紀の保持及び服務規律の確保に一層努め、厳に、教職員としての信用を失うことのないよう、よろしくお願い申し上げます。

★冬季の生徒指導及び事故の未然防止に向けて★

冬季休業中は、児童生徒の生活習慣の乱れ、交通事故、問題行動等の発生が懸念されます。今般、SNSを介した「闇バイト」の事件も急増し、生徒が犯罪に巻き込まれるケースも起こっております。冬季休業前に、児童生徒が抱える問題等を把握して、一人一人に応じた適切な指導・支援と家庭、警察や児童相談所等の関係機関との連携の強化を図り、生徒指導の徹底と事故防止に万全を期すようお願いいたします。また、18歳以下の自殺が長期休業明けにかけて増える傾向にあることも留意し、様子が気になる児童生徒への支援について、重点的に対応をお願いします。

【参考】「冬季における生徒指導の徹底及び事故防止について」(令和6年12月4日付け特教第810号)

1 「闇バイト」加担の未然防止について

特殊詐欺の「受け子」や強盗の実行犯となることを強要され、重大な犯罪に加担する、いわゆる「闇バイト」の事例が頻繁していることから、「闇バイト」の実態や危険性を具体的に指導し、「闇バイト」に加担させないための指導の徹底をお願いします。

【参考】『「闇バイトに関わらないために」等の資料配布及び活用について』
(令和6年度11月15日付け義教2288号)

2 様子が気になる児童生徒への支援について

学習のつまずき、人間関係のトラブル、心身の不調の訴え、欠席の増加、生活アンケート結果や面談での情報等で、自殺や問題行動につながる危険なサインを発している児童生徒については、休業中も保護者と連絡を取り合い、状況把握に努めるようにお願いします。サインを発していない児童生徒についても、心配な点がある場合には、必要に応じて電話連絡や家庭訪問等により、直接児童生徒と話をするなどして状況を把握し、未然防止に努めるようにお願いします。また、夜間外出・外泊、喫煙、飲酒及び薬物乱用等など、問題行動を未然に防止するための指導の徹底もお願いします。

- 小さな変化やサインを見逃さない組織的な体制整備と児童生徒の見守りの強化
- 電話連絡や家庭訪問等による適切な状況の把握
- 警察や児童相談所、市町村における福祉部局等の関係機関との連携
- 「子どもホットライン」「いばらき子どもSNS相談」等の周知とSOSの出し方の確認

3 携帯電話・スマートフォン等の使用及びインターネットの適切な利用について

冬休みは、児童生徒がSNS等を利用する時間が多くなると思います。児童生徒や保護者がSNSの危険性について理解を深めることが、問題行動の未然防止には大変重要です。冬休み前に、携帯電話等の使用に係る家庭における話合いやルールづくりについて、改めて保護者に周知・啓発するとともに、文部科学省や警視庁等が作成した資料を活用しながら、児童生徒に対して、以下のことについて指導をお願いします。

- 個人情報や個人に対する誹謗中傷をメール等で送信・転送しない
- 不適切な動画や画像をSNSに投稿しない
- SNS等を利用して知り合った人には、絶対に会わない

【SNSに関連した児童生徒向け動画資料】

○文部科学省



○警視庁

